

学校法人柴田学園と社会福祉法人つがる三和会との

## 包括連携協定書

学校法人柴田学園（以下「甲」という。）と社会福祉法人つがる三和会（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により地域の課題に適切に対応し、活力のある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の教育・研究に関する事項
- (2) 地域の福祉に資する人材育成等に関する事項
- (3) 生涯学習に関する事項
- (4) その他、相互に必要と認めた事項

2 前項の具体的事項については、甲及び乙が協議し、覚書を取り交わすこととする。

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に双方の承諾を得た場合はこの限りでない。

第4条 この協定は、締結の日から発効し、有効期限は3年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、自動的に3年間更新しその後も同様とする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月28日

甲 学校法人柴田学園理事長

加藤 陽治



乙 社会福祉法人

つがる三和会理事長

八井 正清

